

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国病院理学療法協会の業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 謝金の支給対象者は、別表1の者とする。

(謝金)

第3条 前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務をおこなった場合の対価として謝金を支給することができる。

2 謝金の額は、別表1に定める額を基準とする。

3 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合には、その都度、会長と協議の上、特別単価（基準）として支給することができる。

(変更)

第4条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補足)

第5条 その他、必要な事項は、理事会の決議より定める。

2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等および所管する税務署の指示に従うこととする。

(附則)

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1

区分	対象者	単位	単価 (円)	内訳
原稿執筆謝金 論文 症例研究 解説、あらすじ	執筆者	1 枚	1,500 円以内	400 字詰 原稿用紙
講師謝金 講演会 対談・座談会出席	講師 出席者	1 回 1 回	医師 1 時間 2 万円以内 その他 1 万円以内	
その他の謝金 業務協力謝金	協力者	1 日	1 万円以内	